

(別紙2)

平成 年 月 日

全国銀行協会 宛

金融機関名 _____

代表者名 _____ 印

全銀協TIBORリファレンス・バンク指定希望申出書

全銀協TIBORのリファレンス・バンクとして、下記のとおり指定を受け
ることを希望します。なお、指定された際には、裏面記載のリファレンス・
バンクとしての条件を遵守することを確約します。

記

1. 日本円TIBORのみ希望

(別紙日本円TIBORに関する調査票を提出。)

2. ユーロ円TIBORのみ希望

(別紙ユーロ円TIBORに関する調査票を提出。)

3. 日本円・ユーロ円TIBORの両方を希望

(別紙日本円・ユーロ円TIBORに関する調査票を提出。)

(注)希望する番号に 印を付けてください。締切は平成21年12月10日(木)
必着です。

[本指定希望に係る照会先]

部門・役職 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

以 上

全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円) の
リファレンス・バンクとして遵守すべき事項

1. 毎営業日、午前 11 時時点の本邦無担保コール市場の実勢を反映した「マーケット・レート」^(注1)を全国銀行協会指定の方法により、所定の時刻^(注2)までに事務代行会社(株式会社 Q U I C K)へ送信することとし、送信にあたっては送信前に入力内容を再鑑し、その内容について責任を持つ。
(注1)ここでいう「マーケット・レート」とは、プライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と見做すレートであって、自行のポジション等固有の事情を反映した「トレーダブル・レート」とは異なる。
(注2)「所定の時刻」とは、日本円 T I B O R の場合は毎営業日午前 11 時 20 分、ユーロ円 T I B O R の場合は毎営業日午前 11 時 15 分とする。
2. 何らかの理由により送信が遅れ、午前 11 時 30 分までに事務代行会社へ送信できない場合には、当日の全銀協 T I B O R 公表レート算出の対象から除外されても異議を申し立てない。
3. 一旦事務代行会社へ送信した後に、呈示レートを訂正することは原則として行わない。やむを得ず訂正する必要がある場合には、全国銀行協会と協議のうえ対応する。
4. 上記 1. にもとづき送信した「マーケット・レート」を、全国銀行協会が、別に定める「全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円) 公表要領」に定める事務代行会社を通じて参加ベンダーに配信すること、および参加ベンダーが公表することを承諾する。
5. リファレンス・バンクの指定については、全国銀行協会が平成 23 年 3 月末日を以って見直しを行い、その後は原則 1 年毎に見直しを行うことに同意する。
また、この見直しの期限前であっても、全国銀行協会が、全銀協 T I B O R 公表の円滑な運営に支障をきたすと判断した場合には、リファレンス・バンクの指定を取り消されても異議を申し立てない。
6. その他、本書に記載のない事項についても、別に定める「全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円) 公表要領」を遵守し、全銀協 T I B O R の公表に協力する。